

(別表1)

事業継続力強化支援計画

## 事業継続力強化支援事業の目標

## I 現 状

## (1) 地域の災害等リスク

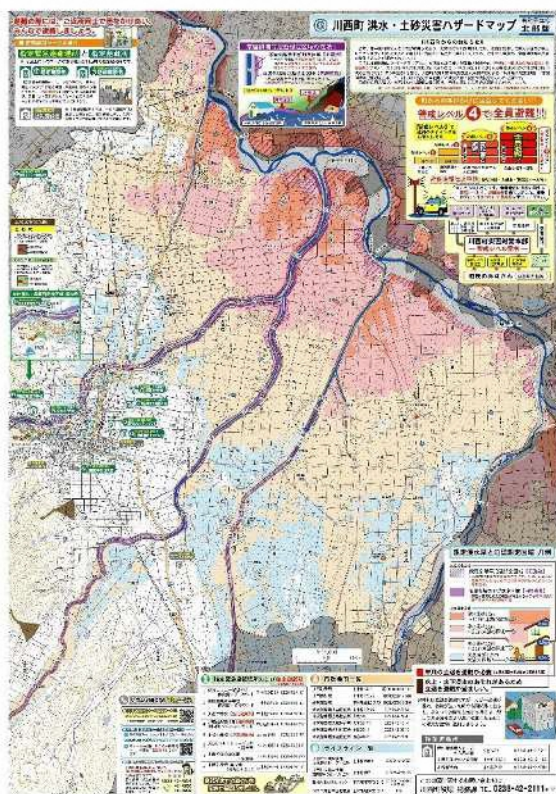
## ①自然災害の被害の想定

## 〔洪水：ハザードマップ〕

- ・当町の主な河川は、最上川の上流松川、その支流の犬川、黒川、誕生川、元宿川、鬼面川といずれも最上川に注ぐ支川がある。
- ・当町のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域においては、0.5m未満の浸水予想となっているが、最上川流域である大塚地区では最大5m以上、他の河川流域である小松・大塚・犬川・中郡・吉島地区の広いエリアで最大3m未満の浸水被害が予想されている。

## 〔土砂災害：ハザードマップ〕

- ・当町のハザードマップによると、山間部の玉庭・東沢地区は、土石流等の土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。



(北部版)



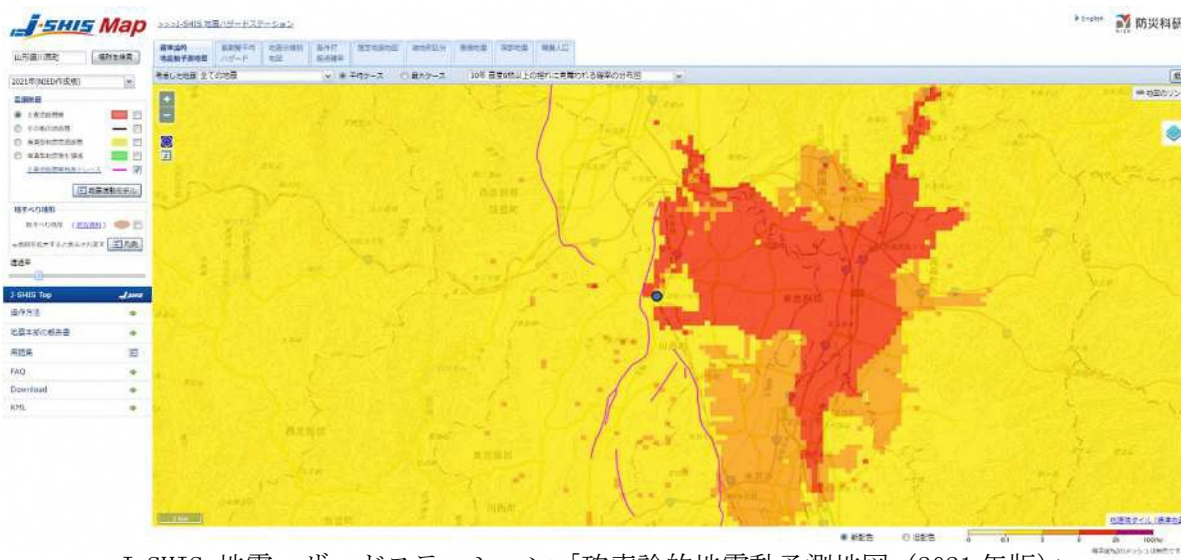
(南部版)

〔川西町洪水・土砂災害ハザードマップ（令和元年度版）〕

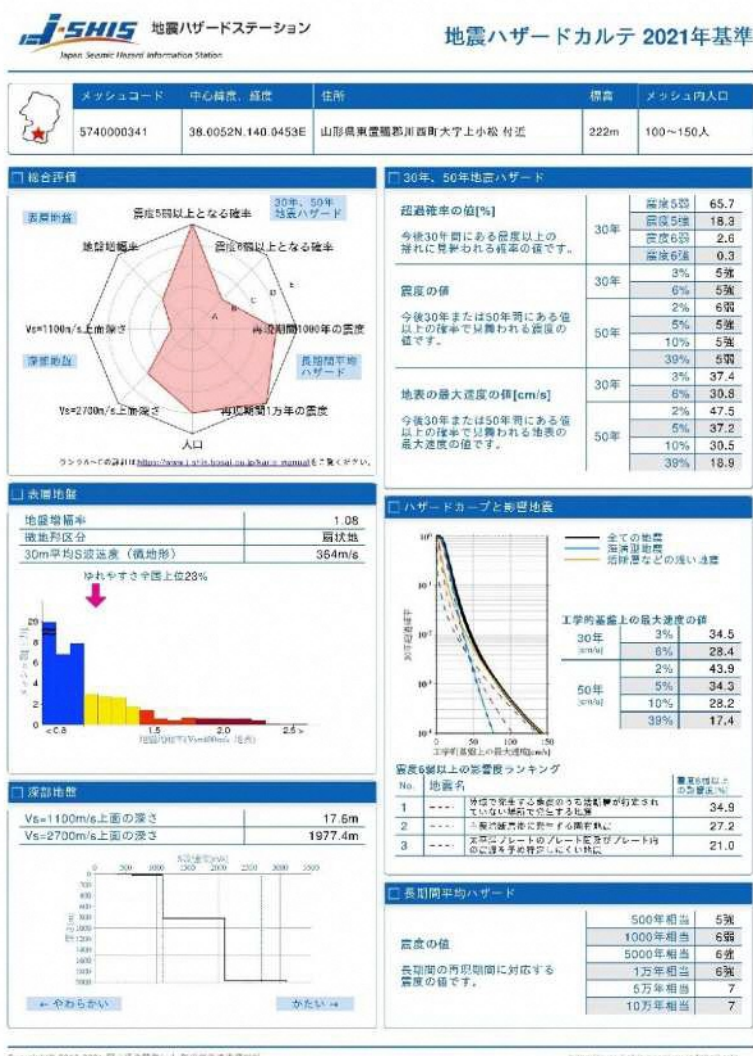
## 〔地震：J-SHIS〕

- ・地震ハザードステーションの確率論的地震動予測地図及び地震ハザードカルテ 2021年基準によると、当町の広い範囲で震度6弱以上の地震が今後30年間で26%以下の確率で発生すると推定されている。
- ・県内4つの断層帯を震源域とする内陸型地震等の危険性が指摘されているが、当町では「長井盆地西縁断層帯」が縦断している。山形県が平成18年3月に公表した長井盆地西縁断層帯を震源とする地震による被害想定では、置賜地域を中心に村山地域でも大きな被害が発生し県内全

域で被害が発生する可能性がある」と報告されている。



J-SHIS 地震ハザードステーション「確率論的地震動予測地図 (2021年版)」



J-SHIS 地震ハザードステーション「地震ハザードカルテ (2021年基準)」

### 〔その他〕

- ・当町では、これまでも数々の水害に見舞われてきたが、近年では令和元年10月12日～13日、台風第19号の影響による激しい降雨により河川が増水し、町内各地で内水による浸水で、半壊2棟、床上浸水26棟、床下浸水26棟の住宅被害のほか、田畑冠水、道路冠水・欠損等、広い範囲にわたって多大な被害を及ぼした。
- ・当町の気候は、典型的な内陸型気候で、年間平均気温12℃前後、過去5年間の平均降水量1,350mm、夏は猛暑日になることも多い。また、県内でも積雪量が多い地域であり、過去5年間の平均降雪量は548cmと非常に多い。

#### 川西町の気象状況

	2017	2018	2019	2020	2021	平均
平均気温(℃)	12.0	11.3	11.8	12.1	12.0	11.8
最高気温(℃)	35.5	36.7	38.4	38.2	36.8	37.1
最低気温(℃)	-11.9	-8.7	-16.5	-8.6	-11.2	-11.4
年間降水量(mm)	1,311.0	1,649.0	988.5	1,352.0	1,448.5	1,349.8
最大瞬間風速(m/s)	21.8	25.5	27.4	21.9	23.7	24.1
年間降雪量(cm)	613.0	784.0	518.0	147.0	676.0	547.6
最高積雪(cm)	96.0	150.0	78.0	18.0	101.0	88.6

### ②感染症の被害の想定

毎年流行を繰り返すインフルエンザは、これまでにおよそ10年から40年の周期で型が大きく変わっている。新しい型のインフルエンザウイルスが出現すると、多くの人々が免疫を持っていないために世界的な大流行（パンデミック）を起し、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

#### 〔人員に対する影響〕

- ・新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症の場合、従業員やその家族のり患による出勤率の低下といった人的被害が中心となり、事業継続に必要な人員数が不足し、対応可能な業務量が徐々に減少することになる。
- ・被害期間については、自然災害は瞬間的であるのに対して、感染症の影響は効果的なワクチンが開発されるまで長期にわたり、影響予測は極めて困難となる。

#### 〔代替施設、サプライヤーへの影響〕

- ・被害が、自然災害のように局所的ではなく、全ての地域（日本国中あるいは全世界中）に広範囲に広がるため、代替施設や仕入先等サプライヤーの確保は極めて困難となる。

#### 〔資金繰りに関する影響〕

- ・感染症の流行が数か月にわたる長期となることが予想されるため、確保すべき資金は、早期復旧に必要な一時的な資金ではなく、事業縮小や停止に耐えられる固定費（給与、家賃）が中心となる。感染症の影響は長期にわたるため、多額の固定費が必要となり、経営を圧迫することが考えられる。

#### 〔風評被害〕

- ・職場においてり患者が発生した場合、自宅待機を余儀なくされるとともに、事実の公表と併せて事業所内の消毒や一定期間の閉鎖が必要になる。これらを怠ると世間から非難を浴び、風評被害により事業継続が困難になることも考えられる。

## (2) 商工業者の状況 (平成 28 年経済センサス調査)

- ・ 商工業者等数 569 人
- ・ 小規模事業者数 491 人

〔内訳〕

	商工業者数	うち小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況)
農林漁業	13	11	町内に広く分散している
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	
建設業	99	96	町内に広く分散している
製造業	79	67	町内に広く分散している
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	
情報通信業	1	1	小松地区に集中している
運輸業、郵便業	11	9	町内に広く分散している
卸売業、小売業	166	127	町内に広く分散している
金融業、保険業	6	5	小松地区に集中している
不動産業、物品賃貸業	6	6	町内に広く分散している
学術研究、専門技術サービス業	7	6	小松地区に集中している
宿泊業、飲食サービス業	52	44	町内に広く分散している
生活関連サービス業、娯楽業	89	84	町内に広く分散している
教育、学習支援業	3	3	小松地区に集中している
医療、福祉	7	7	小松地区に集中している
複合サービス業	11	10	町内に広く分散している
サービス業(他に分類されないもの)	19	15	町内に広く分散している

## (3) これまでの取り組み

## ① 当町の取り組み

- ・ 川西町地域防災計画の策定 (平成 23 年 1 月策定、令和元年 4 月最終改正)、総合防災訓練の実施
- ・ 川西町国土強靱化地域計画の策定 (令和 3 年 3 月策定)
- ・ 防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・ 川西町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 (平成 26 年 3 月策定)

## ② 当会の取り組み

- ・ 事業者 B C P に関する国の施策の周知
- ・ 山形県火災共済協同組合や損保会社等と連携した損害保険・共済への加入促進
- ・ 商工会災害状況報告システムの活用による迅速かつ効率的な被害状況の把握
- ・ 川西町が実施する総合防災訓練への参加及び協力

## II 課 題

当町における小規模事業者の防災・免災及び感染症対策への支援における課題は次のとおりである。

## (1) 事業所 B C P の策定が進んでいない

- ・ 既に事業所 B C P を策定している事業者は、町内事業者の中でもごく一部の事業者に限られ、特に経営資源が不足している小規模事業者はそのほとんどは策定していない状況で、事業所 B C P

の策定に関する町全体の取り組み状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取り組みも本格化していないのが実態である。

- ・普及・啓発活動についても、町、商工会のそれぞれが取り組んでおり、連携による取り組み強化への必要性が高まっている。

### (2) マンパワー不足と支援スキルの習得

- ・緊急時の対応について、当会内の防災対策組織図の作成にとどまり、具体的な体制やマニュアル、防災備品が整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- ・経営指導員等職員の事業者BCP策定に関する専門知識やノウハウが不足しており、専門家や損保会社等との連携によって支援スキルの習得が必要である。

### (3) 感染症への対策が不十分

- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目 標

### (1) 地域内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

#### ①自然災害リスクへの対応支援の強化

- ・小規模事業者に対し巡回指導時にリスクマップを活用して災害リスクを周知する。
- ・事前対策や災害対策の必要性を周知するとともに、事業継続力強化計画の認定支援やBCPセミナー開催をきっかけとした小規模事業者のBCP策定事業者の拡大を図る。
- ・自然災害が事業活動に与える影響を軽減するため、損害保険の加入促進を損害保険会社と連携して行う。

#### ②感染症リスクへの対応支援の強化

- ・感染症リスクを周知し、感染症が事業に与える影響（従業員不足、売上減少、固定費負担増等）軽減するための対策をアドバイスする。
- ・公的支援制度の円滑な活用や新生活様式に対応した事業環境の整備を促進する。
- ・感染症対策を盛り込んだBCPセミナーの開催やBCP策定を推進する。

### (2) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

- ①災害時の初動対応、応急対応と災害後の速やかな復興支援策が行えるよう、感染症対策を含めた「川西町商工会事業継続計画」を策定する。
- ②発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築するとともに、迅速かつ適切な復興支援の実施や感染症発生時の速やかな拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ③事前対策や初動対応への適切な助言が行えるよう、経営指導員をはじめとする職員の支援能力向上に取り組む。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### 〈1. 事前の対策〉

「川西町地域防災計画 (平成23年1月策定、令和元年4月最終改正)」、「川西町国土強靱化地域計画 (令和3年3月策定)」及び当会と当町が結ぶ「災害時における応急対策・復旧対策等に関する協力協定 (平成9年10月締結)」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかかつ混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する自然災害リスク及び感染症リスクの周知

#### 〔巡回指導及び広報等による普及啓発〕

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策 (事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等) について説明する。
- ・感染症リスクに関しては、業種別ガイドラインに基づいた感染症対策等について周知するとともに、感染症のリスクや事業に与える影響 (従業員不足、売上減少、固定費負担増加等) を軽減するための対策の説明と事業継続に関する公的支援 (補助金、助成金、給付金等) の活用や新生活様式に対応した多様な働き方に関する事業環境 (テレワーク等) を整備するための情報を提供する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

#### 〔リスク管理のチェックとリスク軽減策の提案〕

- ・自然災害リスクは、建物等の損害だけでなく、休業に伴う所得の損失、事業主・従業員等のけが、復旧資金の備えなど多岐にわたり、事業環境の変化で必要となるリスクへの備えも変化することから、事業者自身でもリスクへの備えが確認できる全国商工会連合会作成の「リスク管理チェックシート」を活用して対応状況を定期的に確認し、備えができていないリスクを軽減するための取り組みや対策について説明・提案するとともに、小規模事業者に対する普及啓発セミナー開催に合わせて損害保険等の紹介・相談を実施する。

#### 〔事業者BCP策定の支援とセミナー開催〕

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP (即時に取り組み可能な簡易的なものを含む) の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業者BCP策定支援にあたっては、大地震、風水害・雪害、感染症のリスクに対応し、初めてでも比較的簡



単に作成できる山形県作成の「山形県版BCPモデル」を活用する。

- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・セミナー開催にあたっては、より多くの事業者が参加しやすいよう業種別や地区別に開催するなど開催方法を工夫して実施する。
- ・セミナー参加者に対する事業者BCP策定の事後支援を個別に行うとともに、リスク管理チェックの結果を踏まえたリスク軽減するための取り組みや対策を説明・提案する。

## 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・「川西町商工会事業継続計画」を令和4年度中に策定する予定。

## 3) 関係団体等との連携

- ・経営指導員等の職員を対象とした関係団体や損保会社等が開催する研修に参加し、リスクマネジメントや小規模事業者向けBCP策定などの支援スキルを習得する。
- ・損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

## 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認
- ・当会及び当町で適宜、電話やメール等で状況確認を行う他、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について情報を共有する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・川西町総合防災訓練に参加するとともに、訓練に合わせて当町との連絡ルートの確認等を行う。

## 〈2. 発災後の対策〉

自然災害等による発災時には、人命救助を第一として、そのうえで次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

#### 〔安否確認の対象と目安時間〕

- ・安否確認の際は、「本人・家族の被災状況」「近隣の家屋被害や道路状況などの大まかな被害状況」「業務従事の可否」について可能な限り情報を収集する。

区 分	対象と目安時間	
川西町産業振興課	職員	発災後1時間以内に携帯電話（Eメール・LINEグループを含む）にて確認
川西町商工会	職員	発災後1時間以内に携帯電話（Eメール・LINEグループを含む）にて確認
	三役	発災後3時間以内に携帯電話（Eメール・LINEグループを含む）にて確認
	役員	発災後1日以内に携帯電話（Eメール・LINEグループを含む）にて確認
	会員	発災後2日以内に役員を通じて地区毎の会員安否を確認

認

## 〔安否確認結果の連絡窓口〕

- ・発災後 2 時間以内には、当町と当会で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

区 分	確認結果の連絡窓口		報告先
	第 1 順位	第 2 順位	
川西町産業振興課	商工観光主幹	商工労政主査	災害対策本部等
川西町商工会	事務局長	事務局次長	山形県商工会連合会

## 〔被害状況のデータベース化〕

- ・「商工会災害状況報告システム」を活用し、被害状況を随時データベース化し共有する。

～商工会災害状況報告システム主な入力項目～

- ・事業所名、地域、人的被害状況（経営者・家族・従業員の安否）、物的被害状況（店舗・工場、商品・製品、設備・備品等の状況）、被害額、状況写真、備考（必要な物資、要望、等）
- ・予めシステム入力担当者を指定するが、出勤不可能となることも想定されるため、入力手順・パスワードは当会経営指導員等職員で共有する。

## 〔感染症に対する対応〕

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、川西町における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

## 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後の出勤とする。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

## 〔被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）〕

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</li> <li>・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない。若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急相談窓口の設置・相談業務</li> <li>・被害調査・経営課題の把握業務</li> <li>・復興支援策を活用するための支援業務</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1%程度の事業所で「床</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急相談窓口の設置・相談業務</li> <li>・被害調査・経営課題の把握業務</li> </ul>



	上浸水「建物の全壊・半壊」等、 大きな被害が発生している。	
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。	・特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

〔被害情報等の共有間隔〕

・本計画により、当会と当町は、以下の間隔で被害情報等を共有する。

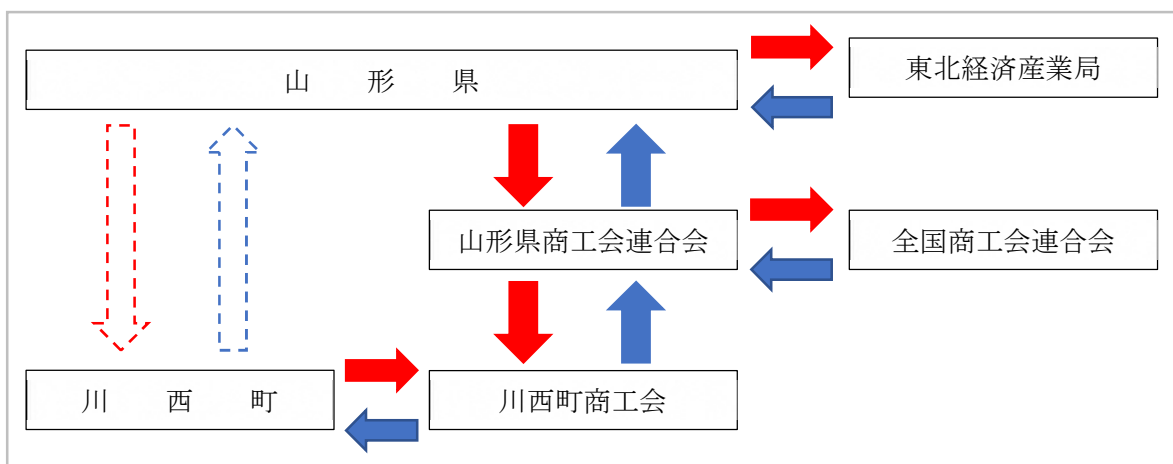
期 間	情報共有する間隔
発災後 ～ 1週間	1日に2回（10時、16時）共有する
1週間 ～ 2週間	1日に1回（16時）共有する
2週間 ～ 1ヶ月	2日に1回（16時）共有する
1ヶ月 ～ 2ヶ月	1週間に1回共有する
2ヶ月 ～	新たに被害情報を把握した際に共有する

〔感染症に対する対応〕

・当町で取りまとめた「川西町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- 1) 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 2) 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
  - ・町災害対策本部の指示を踏まえ、当会は町と協議のうえ、被災地域で活動方針を決定し活動を行う。
- 3) 当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 4) 当会と当町が共有した情報は、当会又は当町より山形県へ報告する。
  - ・当会では、「商工会災害状況報告システム」を活用し、山形県商工会連合会を通じて山形県へ報告する。
- 5) 感染症流行の場合、国や山形県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を山形県商工会連合会を通じて山形県へ報告する。



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- 1) 相談窓口の開設

- ・当会は、町と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・国や山形県、山形県商工会連合会からの要請を受けた場合においてもこれに従うものとする。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

## 2) 地区内小規模事業者の被害状況の確認

- ・災害発生後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

時間経過	被害調査の内容	確認方法
発災直後 ～2 日程度	・安否・人的被害の確認調査（生存・行方不明・負傷者）	・役職員を対象に携帯電話等による聞き取り
	・大まかな被害の確認調査（職員参集可否・居住地周辺被害状況）	・役職員や被災区域の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
安全確認後 ～1 週間程度	・直接被害の確認調査（非住家被害・商工被害）	・地区内小規模事業者を対象に巡回訪問等による聞き取り
	・間接被害の大まかな確認調査（再開可否、商品・原材料調達状況、風評等）	
発災 3 日後 ～2 週間程度	・経営課題の把握調査（事業再開・資金繰り・保険請求手続き等）	・地区内小規模事業者を対象に巡回訪問等による聞き取り
	・間接被害の確認調査（売上減、経費増、風評被害等）	

## 3) 被災事業者施策の周知

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国・県・町等の施策）について、巡回訪問、会報、ホームページ、説明会等により地区内小規模事業者へ周知する。

## 〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- 1) 山形県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 2) 被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等に相談する。
- 3) 国、山形県、川西町における公的制度が円滑に受けられるよう法定経営指導員を中心とした支援体制を整備し、専門家とも連携した支援を行うとともに、セーフティネット保証や罹災証明等の取得支援を実施する。
- 4) 当会のホームページや会報等で、一定期間継続的に公的制度に対する情報、感染症拡大の際には感染予防に関する情報等を発信する。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

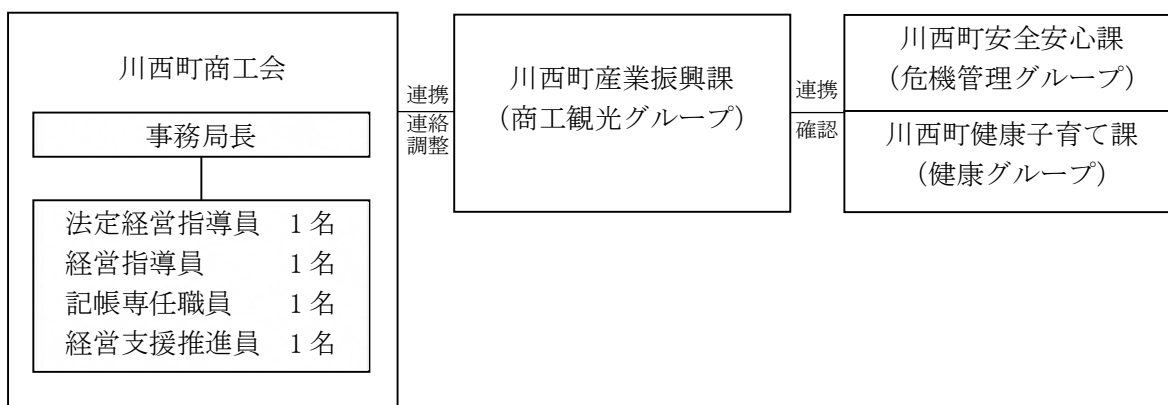
(別表2)

## 事業継続力強化支援事業の実施体制

## 経営発達支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

■氏名：梅津 憲一

■連絡先：川西町商工会 TEL. 0238-46-2020

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取り組みの規格や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

〒999-0121 山形県東置賜郡川西町大字上小松 1736 番地の2

川西町商工会

TEL. 0238-46-2020 FAX. 0238-46-2022

E-mail. kawanisi@shokokai-yamagata.or.jp

②関係市町村

〒999-0193 山形県東置賜郡川西町大字上小松 977 番地1

川西町産業振興課（商工観光グループ）

TEL. 0238-42-6645 FAX. 0238-42-2600

E-mail. sangyoshinko@town.kawanishi.yamagata.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
必要な資金の額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
・BCPセミナー開催費	300	300	300	300	300
・個社支援専門家派遣費	200	200	200	200	200
・周知用等パンフ・チラシ作成費	150	150	150	150	150
・防災・感染対策費	350	350	350	350	350

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
補助金(国、山形県、川西町)、自己財源(会費収入、手数料・受託料収入、雑収入)

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
①   ②   ③